

社会保険料控除を 年末調整で行う方へ

問 国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料について

保険年金課 ☎(55)7119

介護保険料について

高齢福祉課 ☎(55)7116

令和6年中に納めていただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付額確認書を令和7年1月下旬に送付する予定です。

年末調整が必要な方は、問い合わせ先または各支所で申請していただければ事前に交付することができます。

ただし、年齢・退職年金などからの特別徴収分は、年金の源泉徴収票に含まれますので、年末調整で給与の源泉徴収票に含めることはできません(納付額確認書は発行できません)。

▼申請に必要なもの／来庁される方の身分証明書(本人確認)

【1点で確認できるもの】

運転免許証・マイナンバーカード・在留カード・特別永住者証明書・旅券など

【2点(2種類)で確認できるもの】

被保険者証・年金証書・キャッシュカード・預貯金通帳・診察券など

※別世帯の方が申請される場合は委任状が必要です。

児童扶養手当に関する 大切なお知らせ

問 子育て支援課 ☎(55)7118

令和6年11月分から、所得制限額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

【主な変更内容】

①所得限度額の引き上げ

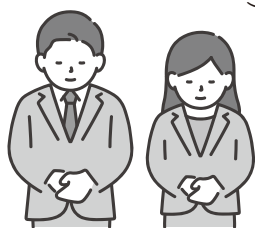
・児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給および一部支給の判定基準となる所得限度額が引き上げられます。

例えば、お子様1人の場合、全部支給については160万円から190万円に、一部支給については、365万円から385万円に引き上げられます。

②第3子以降の加算額の引き上げ

・第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同様になります。

例えば、令和6年11月分から、全部支給については、6千450円から1万750円に、一部支給については、6千440円から3千230円までが、1万740円から5千380円までに引き上げられます。(所得に応じて決定されます。)



ひとり親家庭等高等学校卒業程度 認定試験合格支援給付金について

問 子育て支援課 ☎(55)7118

ひとり親家庭の父または母および児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講する場合に、給付金が支給されます。

※講座を受講する前に、事前相談のうえ、講座の指定を受けることが必要です。支給を希望される方はご相談ください。

▼対象者／ひとり親家庭の父または母および児童で、母子・父子自立支援プログラムの策定などの支援を受けている方

※末子の年齢が20歳未満

※過去に支給を受けたことがある方は対象となりません。

※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる方は対象となりません。

▼支給額／※通信制の場合

・受講開始時給付金：対象講座の受講料の4割相当額(上限10万円、下限4千円)

・受講終了時給付金：対象講座の受講料の5割相当額から受講開始時給付金の支給額を差し引いた額(受講開始時給付金と合わせて12万5千円が上限、下限4千円)

・合格時給付金(受講終了日から起算して、2年以内に全科目合格した場合に限る)：対象講座の受講料の1割相当額(受講開始時給付金、受講終了時給付

住宅支援資金について

問 子育て支援課 ☎(55)7118

母子・父子家庭自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方を対象に、入居している住宅の家賃実費を無利子で貸し付ける制度があります。

▼対象者／次の①と②の両方に該当する方

①児童扶養手当の支給を受けている方
②母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

▼貸付額／月額上限4万円

▼貸付期間／12か月

※この給付金には、償還免除の制度がありません。

【貸付実施機関】

愛知県母子寡婦福祉連合会
愛知母子・父子福祉センター

金および合格時給付金の合計が15万円が上限)

※通学または通学・通信制併用の場合は上限額が変わりますので、お問い合わせください。

※大学入学資格を取得している者は対象外となります。

※一部条件あり